

## 審査基準

事務名	行政財産の使用許可
根拠法令等	地方自治法第238条の4第7項 東京都教育財産管理規則第15条第1項
処理機関	教育庁総務部契約管財課
標準処理期間	20～90日(申請内容により処理日数が異なる)
審査基準	<p>○東京都教育財産管理規則</p> <p>(使用許可の範囲)</p> <p>第十五条 教育財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その用途又は目的を妨げない限度において使用を許可することができる。</p> <p>一 国又は地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため使用するとき。</p> <p>二 都の指導監督を受け、都の事務事業を補佐し、又は代行する団体において、補佐し、又は代行する事務事業の用に供するため使用するとき。</p> <p>三 電気事業、ガス供給事業その他の公益事業の用に供するため使用させるとき。</p> <p>四 職員、生徒、入館者等施設を利用する者のため、食堂、売店等を経営させるとき。</p> <p>五 隣接する土地の所有者又は使用者がその土地を利用するため、使用させることがやむを得ないと認められるとき。</p> <p>六 災害その他緊急事態の発生により応急施設として短期間使用させるとき。</p> <p>七 公の学術調査研究、公の施策等の普及宣伝その他公共目的のために行なわれる講演会、研究会等の用に短期間使用させるとき。</p> <p>八 前各号のほか、特に必要があると認めるとき。</p>